

# 令和5年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト 業務委託に係る企画コンペ実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「令和5年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト」（以下「本業務」という。）において、企画コンペ方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

- (1) 名称  
令和5年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト
- (2) 業務内容  
別添「令和5年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和6年3月15日（金）まで
- (4) 契約額  
選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積もり合わせを行い決定する。
- (5) 予定する委託料（予算額）  
5,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

## 4 企画提案内容

- (1) シェアハウス型企業寮に関する情報収集・取りまとめ・報告について  
情報収集先の一覧案、確認項目リスト案、情報収集の方法・実施体制等について提案すること。
- (2) 住宅不足解消のための各種セミナー・相談会等の開催について

仕様書に記載しているセミナー等ごとに、開催スケジュール、講師案、開催場所、参加者の募集方法、広報方法（広報手段、広報先）、実施体制について提案すること。

(3) NPO法人つるおかランド・バンクの視察及び勉強会の開催について

視察については、行程案（航空便（与論空港発着で想定）、宿泊施設、移動を含めた全日程の行程案）を提案すること。なお、視察先のつるおかランド・バンクに加え、本事業の趣旨に沿った視察先を行程に追加しても差し支えない。

勉強会については、開催スケジュール、講師案、開催場所、参加者の募集方法、広報方法（広報手段、広報先）、実施体制について提案すること。

(4) その他

上記(1)から(3)以外に、本事業の趣旨に沿って実施したい企画がある場合は、実施内容、スケジュール、実施体制等について具体的に提案すること。

## 5 スケジュール

- (1) 企画募集開始 令和5年7月28日（金）
- (2) 質問受付期限 8月4日（金）
- (3) 質問回答 8月14日（月）
- (4) 企画提案書等提出期限 8月28日（月）
- (5) 業者選定結果通知 9月上旬（予定）
- (6) 契約締結 9月上旬（予定）

※ 事前説明会は実施しない。

※ 提出書類は全て午後5時必着とする。

## 6 企画コンペの手順等

(1) 質問及び回答

ア 受付方法

本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式第1号）により、末尾「12 書類提出先」に電子メールで提出すること。（電話で受領確認を行うこと。）

イ 回答方法

上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。

(2) 参加申込書の提出

ア 提出書類

- ① 応募書（様式第2号）
- ② 企画提案書（様式任意）  
原則としてA4用紙たて使用、横書き、左綴じとする。（着色可）
- ③ 参考見積書（様式任意）  
調査経費等、種類ごとに金額の内訳を明記すること。

※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提出した応募者に改めて依頼する。

④ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」

に登載されていない応募者については、以下の書類を提出すること。

＜「誓約書（様式第3号）」及び「役員等名簿（様式第4号）」＞

- ⑤ 会社概要，類似案件の実績表（様式第5号）
- ⑥ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出してもよい。

#### イ 提出方法

下記（「10 書類提出先」）に記載の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

なお、FAX、電子メール等での受付は行わない。

#### ウ 提出部数

上記①，④ …… 1部，上記②，③，⑤，⑥ …… 6部

## 7 審査

### (1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために大島支庁に設置する選定委員会において行うものとし、プレゼンテーションは行わず、提出された企画提案書等の内容について、審査基準（別表）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

したがって、評価提案者の提案意図等を十分説明できるよう、提出書類を作成すること。

### (2) 選考結果

審査結果は、決定後速やかに全提案者に書面にて通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

## 8 契約予定者の決定方法

### (1) 契約の相手方

審査会において上記により最優秀者となった者を委託候補者とし、詳細な業務内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。

### (2) 次点の繰上げ

審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

## 9 その他

- (1) 提出書類の作成等、参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (5) 提出書類の内容に、特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれ

る場合、その使用に関する全ての責任は、参加者が負うものとする。

- (6) 業務を実施するに当たっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により、業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (8) 企画書による提案内容及び本契約により制作された成果物等の著作権は鹿児島県に帰属する。

## **10 書類提出先**

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

鹿児島県大島支庁総務企画課地域振興係（担当：犬童， 迫）

TEL : 0997-57-7218

FAX : 0997-57-7219

E-mail : oosima-s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

(別表)

令和5年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト業務委託  
審査基準

審査（評価）項目		審査（評価）の基準・視点	配点
業務遂行能力	実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。</li><li>多様な関係者の活用が可能な体制となっているか。</li></ul>	15
	同種業務の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>本業務と同種又は類似の実績を一定程度挙げているか。</li><li>同種業務を実施した効果が明確に示されているか。</li></ul>	15
企画提案内容	実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>事業目的の理解度が高く、業務の実施手順及びスケジュールが十分吟味され、現実的かつ効果的・効率的なものとなっているか。</li></ul>	15
	内容の妥当性, 創造性	<ul style="list-style-type: none"><li>仕様書に基づいた業務内容が示されているか。また、その他に実施したい企画が含まれている場合は、事業の趣旨に沿ったものになっているか。</li><li>奄美群島の地域特性を踏まえた業務内容となっているか。</li></ul>	20
	方法の妥当性, 獨創性	<ul style="list-style-type: none"><li>事業目的に沿った魅力ある企画となっているか。</li><li>自社のノウハウを活用するなどして効果的な情報収集の方法が示されているか。</li><li>セミナー等の開催方法や講師案、広報方法等は妥当なものとなっているか。</li><li>視察行程は妥当なものとなっているか。</li></ul>	20
	作業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"><li>具体的・効果的な内容の提案がなされているか。</li><li>無理のないスケジュールとなっているか。</li><li>本業務による効果目標が明確となっているか。</li><li>実施内容に見合う妥当な積算となっているか。</li></ul>	15
合計			100

合格の最低基準点は7割とする。(100点×70%=70点)